

避難行動ガイド①

分散避難

避難所（避難場所）に行くことだけが避難ではありません。避難所の密集を避けるためにも、状況に応じた「分散避難」という取り組みも重要になってきています。

指定緊急避難場所・指定避難所への移動

警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難（公園、親戚や友人の家など）

近隣の強固で高い建物などへの移動

屋外が安全で移動できる状態のとき

建物内の安全な場所での待避（家屋内への垂直避難）

やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が危険な状態のとき

避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

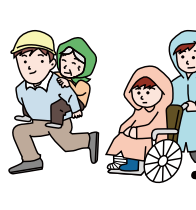
警戒レベル	情報	立退き避難など住民の皆さまの行動
5	緊急安全確保	- 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 村が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。
4	避難指示	- 非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。 - 立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
3	高齢者等避難	- 気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 - 立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 - 要配慮者（障がい者や高齢者で避難行動が困難な人）は、この段階で立退き避難をする。

※「自主避難」とは、避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動（自主避難）することが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



インターネット・気象庁ホームページ



テレビ・ラジオ

大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、村が設定している基準に達した場合に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。また、高齢者等避難が発令されずに避難指示が発令される場合もあります。

※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることにあります。



地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難指示を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難指示を発令します。

